

令和 2 年 2 月 26 日

## 新型コロナウイルス感染症について

聖徳大学保健センター

国内において新型コロナウイルスに感染した事例が相次いで報告されている中、国内での感染をできる限り抑えることが重要となってきました。

学生、教職員の皆様におかれましても、各自下記の点に留意し基本的な感染症対策の徹底と健康管理に努めるとともに、正しい情報に基づき、適切な判断・行動を取るようしてください。

### 【日常の留意事項】

- まずは手洗いが重要です。外出先からの帰宅時や食事前、調理前後などこまめに石鹸を使った手洗いをを行うことと併せて咳エチケットの徹底など、通常の感染症対策に努めてください。  
(厚生労働省「[新型コロナウイルスを防ぐには](#)」参照)
- 十分な睡眠や適度な運動、バランスのよい食事など、日常の健康管理に努めてください。

### 【発熱等の風邪症状がみられる場合】

- 登校（登園）、出勤せず、不要不急の外出を控え自宅療養し、毎日体温測定等健康観察を行い記録しておきましょう。
- 風邪症状が続き下記に当てはまる場合は、最寄りの[帰国者・接触者センター](#)に相談しましょう。  
※風邪症状や 37.5℃以上の発熱が 4 日以上続く場合（解熱剤を飲み続けている場合も含む）  
※強いだるさや息苦しさがある場合  
※糖尿病・心不全・呼吸器疾患の基礎疾患がある方や、免疫抑制剤や抗がん剤を用いている方、妊婦、高齢者の方は、重症化しやすいため上記が 2 日程度続く場合。
- 帰国者・接触者センターに相談し受診を勧められた場合は、指示された医療機関に受診してください。受診した場合は大学保健センターへ電話あるいはメールにてご連絡ください。
- インフルエンザの心配がある場合は、通常と同様にかかりつけ医等にご相談ください。受診する場合は、マスクの着用（咳エチケット）、手洗いを徹底してください。  
※インフルエンザは、突然の 38℃以上の高熱、全身倦怠感、関節痛などの全身症状が出現する特徴があります。

### 【新型コロナウイルス感染症に罹患した方の濃厚接触者となった場合】

- 保健所の指示に従い自宅待機していただき、大学保健センターへ電話あるいはメールにてご連絡ください。

### 【新型コロナウイルス感染症に罹患した場合】

- 新型コロナウイルス感染症は政令により指定感染症となりました。これにより、学校保健安全法に定める第 1 種感染症とみなされ、同法第 19 条の規定により出席停止となります。診断された場合は、大学保健センターへ電話あるいはメールにてご連絡ください。

### 【中国（香港、マカオを含む）から帰国した場合】

- 帰国日から起算して 14 日間は登校せず、不要不急の外出を控え自宅療養し、毎日体温測定等健康観察を行い記録しておきましょう。
- その間、症状が出現した場合は、上記【発熱等の風邪症状がみられる場合】に従って行動してください。

### <関連情報>

- ◇厚生労働省 ([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html))
- ◇文部科学省 ([https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/index.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html))

### 《問い合わせ・連絡先》

聖徳大学保健センター健康相談室

T E L : 047-365-1111 内線 4625

E-Mail : [6205soudansitu@seitoku.ac.jp](mailto:6205soudansitu@seitoku.ac.jp)